

- 自衛官以外の隊員の標準職務遂行能力を定める訓令（平成２６年防衛省訓令第２９号）（第２８条関係）

（下線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
（看護教育） 第１１条 省令本則の表９の項第２欄に掲げる部局又は機関等（別表第９において「自衛隊地区病院」という。）における標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第９のとおりとする。 別表第９（第１１条関係） 看護教育 自衛隊地区病院 （表略）	（看護教育） 第１１条 省令本則の表９の項第２欄に掲げる部局又は機関等（別表第９において「<u>防衛医科大学校及び自衛隊地区病院</u>」という。）における標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第９のとおりとする。 別表第９（第１１条関係） 看護教育 <u>防衛医科大学校及び</u>自衛隊地区病院 （表略）